

## 多賀城市監査委員告示第18号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年8月21日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 板橋 恵一

### 記

- 1 監査対象部署  
上下水道部
- 2 監査結果の報告日  
令和5年7月26日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日  
令和5年8月9日
- 4 措置状況報告の内容  
別紙のとおり

# 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和5年6月28日
- 3 監査対象部署 施設整備課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容	措置を講じた日
1	指導	<p>工事成績評定結果通知書の記載内容に誤りがあるものがあった。</p> <p>(詳細) 令和4年度汚水老朽管更新工事及び公共汚水管整備工事において、工事成績評定結果通知書に記載の請負代金額が変更契約前の金額になっていた。</p>	(原因) 確認不足のため記載に誤りがあった。	R5. 6. 29
			(講じた措置の内容) 相手方へ通知した書類を確認したところ、誤記載となっていたことを確認できたため、相手方の了解を得て正しく記載した文書と差し替えをした。	
			(再発防止策) 決裁ルート時（上司、文書主任等）の確認を厳格に行う。	
2		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
3		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	
4		(詳細)	(原因)	
			(講じた措置の内容)	
			(再発防止策)	